

インバウンド向けコト消費発掘・拡大事業実施業務 プロポーザル実施要領

1 目的

函館市における外国人宿泊者数は年々増加をしているが、一方で観光消費額は平成29年度の調査では前年度を下回ったところである。

外国人観光客の来函増加や滞在時間の延長等による観光消費額の増加のためには、地域が有する観光資源や観光事業者が持つ体験プログラムを活用した滞在コンテンツ、いわゆる“コト消費”の充実により、来函者の満足度を向上させ、消費額を底上げする必要がある。

本事業では、本市を「コト消費のまち」とブランディングして海外に売り込みを図ることを目的に、地域の観光資源や体験コンテンツをリサーチし、外国人観光客からのニーズが高いコンテンツについて受入体制サポート等によるブラッシュアップ後、商品化を行い、あわせてOTAや旅行会社での販売チャンネルを設けるまでを一体化して整備することで、リピーターを含む外国人観光客の来函意欲を高め、更なる誘客促進、域内消費額の拡大を図る。

2 業務の名称

インバウンド向けコト消費発掘・拡大事業実施業務

3 ターゲット

台湾・中国・香港・タイ・シンガポールの個人旅行者

4 業務の内容

(1) 業務概要

ア データ等を活用した分析，コト消費コンテンツの発掘・洗い出し

イ 地域事業者向けセミナー・ワークショップ開催

ウ コト消費コンテンツのブラッシュアップ・商品化，販売支援，情報発信，
販路拡大，PRツール作成

エ 報告書・成果物の作成，提出

オ その他，業務に付随する業務

※ 詳細については，別紙「仕様書」を確認すること。

(2) 委託料上限額

7,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

なお、委託料には、企画立案、現地視察・ヒアリングに係る費用、PRツールの作成までの一切の経費を含むものとする。

5 参加資格

- (1) 別紙「仕様書」の企画内容に対応できる者
- (2) 日本国内に本店、支店、営業拠点を有する者

6 募集から契約までのスケジュール(予定)

- (1) 参加表明・質問受付 令和元年(2019年)7月26日(金)まで
- (2) 応募受付 令和元年(2019年)8月5日(月)必着
- (3) 審査・選考 令和元年(2019年)8月上旬～中旬
- (4) 契約締結 令和元年(2019年)8月中旬予定

7 実施要領の公開

- (1) 公開方法
市ホームページ
- (2) 配布方法
市ホームページ上からダウンロードすること
※アドレス <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2019070500028/>

8 参加表明・質問受付

- (1) 期限
令和元年(2019年)7月26日(金)17時30分まで
- (2) 方法
函館市観光部国際観光課宛に、別紙様式1(参加申込書)および別紙様式2(質問書)によりメールまたはFAXにて提出
※メール hako-kan3@city.hakodate.hokkaido.jp
FAX 0138-21-3324
- (3) その他
ア 電話等口頭による質問は、原則受け付けないので留意すること。
イ 質問および回答については、参加を表明した全ての者に共有する。回答は本プロポーザルに直接関係する質問に対してのみ行うものとし、すべての質問に回答するとは限らない。

9 応募受付

(1) 期限

令和元年（2019年）8月5日（月）17時30分必着

(2) 方法

函館市観光部国際観光課宛に「10 応募書類」を持参または郵送により提出。（持参の場合は、平日の8時45分から17時30分まで）

(3) その他

ア 郵送は、書留郵便等配達状況を確認できるものに限る。

イ FAX・メールでの応募は受け付けない。

ウ 同一団体からの複数の応募書類の提出は認めない。

10 応募書類 ※ 応募書類はすべて日本語とする。

(1) 企画提案書：正本1部，副本5部

ア 用紙は全てA4版タテ，横書き，左綴じとし，後述する「企画提案書に記載すべき内容」は必ず盛り込むこと。

イ 表紙には，下記4点を記載すること。

(ア) 宛名：函館市

(イ) タイトル：インバウンド向けコト消費発掘・拡大事業実施業務

(ウ) 提出年月日

(エ) 法人名（社判を押印）※ 正本にのみ記載し，副本には記載しないこと

(2) 見積書：正本1部，副本1部

見積書には経費の内訳を具体的に挙げ，それぞれの金額を記載し，また，他の書類と独立して提出すること。

ア 件名 インバウンド向けコト消費発掘・拡大事業実施業務

イ 宛先 函館市長 工藤壽樹

ウ その他 正本には住所，法人名，代表者職氏名を記載し，代表者印を押印し，副本には住所，法人名，代表者職氏名，代表者印など法人に関する情報を入れないこと。

(3) 提出先

函館市観光部国際観光課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

(4) 企画提案書に記載すべき内容

区分	項目	記載内容
I 事業全体	スケジュール	・全体スケジュール
II データ等を活用した分析，コト消費コンテンツ発掘・洗い出し	統計情報分析 観光資源調査 ポテンシャル調査	・分析方法 ・調査方法
III セミナー・ワークショップ開催	開催内容	・開催内容の案
IV コト消費コンテンツのブラッシュアップ・商品化	ブラッシュアップ・商品化	・ブラッシュアップの手法・例(訴求力のある商品になるようブラッシュアップポイントを示すこと) ・造成の手法(造成に至るまでの過程を示すこと) ・商品造成例(自社の強みやこだわり等を盛り込むこと)
V コト消費コンテンツの販売支援	販売支援の方法	・販売掲載するOTAの名称 ・掲載イメージ ・販売期間
VI コト消費コンテンツの情報発信	情報発信の方法	・情報発信の手法 ・配信回数などの目標値
VII コト消費コンテンツの販路拡大	プロモーションの方法	・プロモーションの方法
VIII コト消費コンテンツのPRツール作成	PRツールの作成	・紙面構成，ページ数，紙質等の規格 ・紙面見本 ※リーフレットに代えて，それ以上の効果が得られるツールがあれば提案可能

11 審査・選考

別紙「審査要領」により，審査委員が提出された応募書類を別紙「評価基準」により審査の上選考するが，選考は提案者の技能等を評価するために行うものであり，企画提案内容に基づきそのまま契約を締結するものではないので留意すること。

12 契約締結

最も優れた企画を提案した者と業務委託契約を締結する。

(1) 契約期間

契約締結の日から令和2年(2020年)3月31日(火)まで

(2) 契約にあたっての主な留意事項

ア 契約にあたっては必要に応じ、内容について協議の上変更することができる。

イ 契約の対象経費は、事業実施に直接必要となる経費とする。

ウ 当該業務について、函館市の了解なしに他者に再委託することはできない。

13 その他

(1) 応募に要する費用は応募者の負担とする。

(2) 応募書類等一式については、返還しない。

(3) 審査の結果は、審査後速やかに応募者に通知する。

(4) 応募者は審査結果について異議の申立てはできない。

14 応募先および問合せ先

函館市観光部国際観光課 担当：寺村，池田

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話：0138-21-3479

FAX：0138-21-3324